

事 務 連 絡
平成 3 0 年 9 月 5 日

各都道府県衛生主管部（局）
災害医療主管課（部） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

平成 3 0 年台風第 2 1 号にかかる被害情報の収集及び共有、
必要な対応について

災害医療対策の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り、厚く御礼申しあげます。

平成 3 0 年台風第 2 1 号については、管内の医療施設等への避難に関する注意喚起とともに、人的被害や施設への被害が生じた場合には速やかな情報共有をお願いしたところです。

今般、いくつかの府県において台風の被害による医療施設の停電の発生等が報告されております。各都道府県におかれましては、下記に留意して速やかな被害情報等の収集及び共有、必要な対応を行って下さいますようあらためてお願いいたします。

記

（1）被害情報等の収集及び共有

広域災害・救急医療情報システム（E M I S）や管内保健所から医療施設の停電や断水等の情報を収集する。停電の場合は、自家発電装置の有無、自家発電装置の燃料の状況、患者の転院搬送等の必要性の有無等を収集する。

断水であれば受水槽や井戸水等の有無、当該貯水量の状況、応急給水の必要性、患者の転院搬送等の必要性の有無を収集する。

それぞれ E M I S に入力するなど関係者間で速やかに情報を共有する。

（2）医療施設の支援

停電している医療施設を把握した際は、都道府県の災害対策本部等を通

じて当該医療施設の情報を速やかに管内電力会社に情報伝達し、速やかな復旧をお願いします。自家発電装置が稼働している場合は、自家発電装置の燃料の確保について、医療機関での調達が困難な場合は、都道府県が燃料確保に主導的に対応して燃料確保に努める。また、停電が復旧しない際には、電力会社からの電源車派遣について、医療施設に優先的に派遣されるよう働きかける。

断水している医療施設を把握した際は、都道府県の災害対策本部等を通じて当該医療施設の情報を速やかに管内市町村等に情報伝達し、速やかな給水支援をお願いします。必要であれば都道府県より自衛隊に派遣要請し、自衛隊による給水支援をお願いします。

(3) 患者搬送

医療施設において患者搬送が必要になる可能性があるとは判断した場合は、災害医療コーディネーター及びDMAT都道府県調整本部と速やかに調整し、DMAT等の活用について検討を行う。併せて、DMAT派遣を行うと決定した場合は、当課及びDMAT事務局に速やかに連絡する。

<ポイント> 北海道を通過する低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込むため、大気の状態が不安定となり、北海道地方の広い範囲で大雨となる。

<概況> 中国大陸を東進する低気圧が29日に北海道地方を通過する。低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込むため、北日本では29日にかけて大気的不安定な状態が続く。30日も前線は北海道付近に停滞するが、前線の活動は次第に不活発となる見込み。

<大雨> 東北地方は28日夜まで、北海道地方では29日にかけて、雷を伴って1時間に40ミリの激しい雨が降り大雨となる所がある。北海道地方では、日本海側を中心に広い範囲で大雨となる。

<警戒事項> 土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒。落雷にも注意。

【大雨の見通し】 (単位：ミリメートル)

地域	29日12時までの24時間雨量	30日12時までの24時間雨量
北海道地方	180	50~100
東北地方	100	50~100

大雨の警報級となる可能性のある期間 (11時現在)
(■可能性がある、■可能性が高い)

日		28日		29日		30日
時		12~18	18~6	6~24		
北海道地方	大雨	■	■	■	■	
東北地方	大雨	■	■	■	■	

レーダー画像

